

令和3年9月24日

お客さま各位

氷見伏木信用金庫

振込手数料の一部改定について

平素は氷見伏木信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、内国為替制度運営費が創設されることに伴い、下記のとおり振込手数料を一部改定することといたしましたので、お知らせいたします。

今後とも、サービスの向上に努めて参りますので、引き続きご利用頂きますようお願い申し上げます。

記

1. 改定する手数料

単位：円(税込)

区 分		区分/単位	変更前			変更後(※は今回新設)			
			同一店内	本支店内	他行宛	同一店内	本支店内	他行宛	
振 込 関 係	電信扱い(窓口扱い) (総合振込を含む)	3万円未満	0	0	550	※110	※110	550	
		3万円以上	*220	*220	770	220	220	770	
	文書扱い	3万円未満	0	0	440	電信扱いと同体系とし、今後は 窓口扱いとします。			
		3万円以上	*220	*220	660				
	ATM	CD扱い	3万円未満	0	0	440	0	0	440
			3万円以上	0	0	660	0	0	660
		現金扱い	3万円未満	0	0	440	※110	※110	440
			3万円以上	220	220	770	220	220	770
	個人インターネットバンキング	3万円未満	0	0	330	0	0	220	
		3万円以上	0	0	440	0	0	330	
	法人IB、FB、HB、定額自動 送金	3万円未満	0	0	440	0	0	330	
		3万円以上	0	0	660	0	0	440	
	給与振込(振込依頼書)	—	0	0	110	0	0	110	

「\*」について会員は無料としていましたが、変更後は会員も有料とします。

2. 改定時期

- ・個人IB、法人IBの他行宛振込手数料

令和3年10月1日より

- ・窓口扱い、ATM現金扱いの同一店内、本支店内振込手数料

令和3年12月1日より